

## 食料品製造業及びたばこ等製造業に係る規定

### 食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）

この分類には、各種の飲食料品、氷、動植物性肥料、飼料等の製造加工を行う事業が該当する。

なお、グルタミン酸ソーダ、食用アミノ酸等の化学的処理を伴う食料品の製造を行う事業及び食料品のかん詰、びん詰、つぼ詰、真空パック詰等を行う事業は、本分類に含まれる。

### たばこ等製造業

この分類には、たばこの製造及びたばこ原料の製造を行う事業並びに茶の製造を行う事業が該当する。

### 労災保険率の変遷

	13年度	15年度	18年度	21年度	24年度
食料品製造業	9.0	7.0	7.5	6.5	6.0
たばこ等製造業	7.0	5.5	6.5	5.5	6.0

単位：1/1,000

### 事業場・労働者・新規受給者数

	食料品製造業		たばこ等製造業	
	平成20年度	平成23年度	平成20年度	平成23年度
事業場数	44,960	44,216	2,305	2,216
労働者数	1,265,491	1,314,996	15,547	14,764
新規受給者数	26,332	27,287	261	255
休業4日以上*	4,840	6,004	50	60

※平成20年1月～12月及び平成23年1月～12月